

国立公文書館所蔵の法務省移管戦争裁判関係資料について
極東国際軍事裁判弁護関係資料を中心に

文学研究科 歴史学専攻 博士前期課程
篠崎将貴

国立公文書館が所管している宮内庁移管資料の「極東軍事裁判関係」と法務省移管資料である「戦争犯罪裁判関係資料」は移管次期が違うが極東国際軍事裁判(東京裁判)に関する資料である。

宮内庁からの移管資料は大きく分けて公判速記記録、検察資料、弁護資料、その他の4分類から構成されており、この4つの中では弁護資料が最も冊数件数が多い。一方、法務省移管資料は先の資料以外にニュルンベルク裁判、B・C級、復員関連などの宮内庁移管資料にはない資料が含まれている。

この2つの移管資料で共通的な弁護資料の多さを調査し、共通箇所や弁護資料の特徴を述べたいと思う。なお、国立公文書館以外にも東京裁判関係資料を収集した組織(国立国会図書館・朝日新聞社・早稲田大学・東京大学社会科学研究所・国士舘大学附属図書館・最高裁判所図書館)が存在するが、本論文では国立公文書館に所蔵している宮内庁移管資料の「極東軍事裁判関係」と法務省移管資料である「戦争裁判関係資料」のうち、法務省移管資料の弁護関係資料を中心として取り扱っている。

国立公文書館に法務省より移管された資料群から各種弁護資料の分析とA級戦犯への弁護を確認すると、以下の様な事実が見えてくる。

ひとつは宮内庁の移管された資料群は英文が圧倒的に多く、日本語資料が他の資料群である法務省移管資料と比べて少ない事が特徴である。固有の資料も少数含まれているが、これらは検察資料や弁護士資料と較べると見劣るものの他の資料群には無い資料であるのから他の資料群より収集経緯が不明な点が多い宮内庁移管資料群を調べる上で今後の手がかりになると考えられる。

法務省移管資料群は収集経緯が明記しており、文書群目録に収集経緯・種類・方法を収集者が明確にしている事が非常に重要である。これにより今後の収集者への研究調査にも利用できることだろう。

今回はA級戦犯など歴史的に有名な人物に絞って法務省移管資料群の調査を行ったが、弁護関係資料にはB・C級戦犯の資料群も豊富にあるので今後の課題としたい。